

平成19年度 税理士試験 所得税法 解答速報

ダイエックス税理士講座

【第一問】 50点

問1 (30点)

1 納税義務者の種類と課税所得の範囲、課税方法

個人である納税義務者の種類

個人である所得税の納税義務者は、居住者と非居住者に、さらに居住者は非永住者とそれ以外に分けられる。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

納税義務者の区分と課税所得の範囲

非永住者以外の居住者.....すべての所得

非永住者.....国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

非居住者.....国内源泉所得

なお、その年において、個人が非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者の区分のうち2以上のものに該当した場合には、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者であった期間に応じ、それぞれの期間内に生じた上記 ~ に掲げる所得に対し、所得税を課する。

課税方法

居住者.....原則として総合課税による。

非居住者 ... 国内に恒久的施設を有する非居住者は に準じ、それ以外の非居住者は、国内にある資産の運用等による所得は総合課税、利子等、配当等、給与等一定の所得は源泉分離課税による。

2 国際間の二重課税排除の規定

居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合（通常行われる取引と認められないものに基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合を除く。）には、次の算式により計算した金額（以下「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年分の} \\ \text{所得税の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} \left[\begin{array}{l} \frac{100}{100} \text{を限度とする} \end{array} \right]$$

1

この控除を外国税額控除といい、所定の事項を記載し、かつ、所定の書類を添付した確定申告書の提出を要件として適用を受けることができる。

1

3 結論

甲が非永住者以外の居住者に該当する場合

課税所得の範囲

内国法人A及び外国法人Bから支払を受けた給与等並びに内国法人Cから支払を受けた賃貸料につき所得税が課される。

課税方法

内国法人A、外国法人Bから支払を受けた給与等に係る給与所得の金額及び内国法人Cから支払を受けた賃貸料に係る不動産所得の金額の合計額から所得控除の合計額を控除して求めた課税総所得金額に対して税率を適用して算出した所得税が課される。なお、内国法人Aから支払を受ける給与等については、その支払を受ける際に所定の額の所得税が源泉徴収される。

5

外国税額控除の適用

外国法人Bから支払を受けた給与等につき、外国所得税が課されている場合は、確定申告することを要件に、その外国所得税の額につき外国税額控除を適用する。

甲が非永住者に該当する場合

外国法人Bから支払を受けた給与等につき国外から送金されている場合の課税所得の範囲、課税方法及び外国税額控除の適用は、上記の「甲が非永住者以外の居住者に該当する場合」と同じである。

外国法人Bから支払を受けた給与等につき国外から送金されている場合の課税所得の範囲、課税方法及び外国税額控除の適用は、以下のようになる。

課税所得の範囲

内国法人Aから支払を受けた給与等並びに内国法人Cから支払を受けた賃貸料につき所得税が課される。

課税方法

内国法人Aから支払を受けた給与等に係る給与所得の金額及び内国法人Cから支払を受けた賃貸料に係る不動産所得の金額の合計額から所得控除の合計額を控除して求めた課税総所得金額に対して税率を適用して算出した所得税が課される。なお、内国法人Aから支払を受ける給与等については、その支払を受ける際に所定の額の所得税が源泉徴収される。

5

外国税額控除の適用はない。

甲が非居住者に該当する場合

課税所得の範囲

内国法人Aから支払を受けた給与等並びに内国法人Cから支払を受けた賃貸料につき所得税が課される。

課税方法

内国法人Aから支払を受けた給与等については、その支払の際に、支払額に20%を乗じて求めた額の所得税が源泉徴収され、その源泉徴収税額で課税が完結する。

内国法人Cから支払を受けた賃貸料については、その賃貸料に係る不動産所得の金額から所得控除の合計額を控除して求めた課税総所得金額に対して税率を適用して算出した所得税が課される。なお、内国法人Cから支払を受けた賃貸料については、その支払の際に、支払額に20%を乗じて求めた額の所得税が源泉徴収されるが、この源泉徴収税額は、上記課税総所得金額に対する所得税の納付すべき金額の計算上精算される。

外国税額控除の適用はない。

5

問2 (20点)

乙が行うことのできる是正措置は、修正申告と更正の請求である。

1 修正申告

納税申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、その申告等について更正があるまでは、その申告等に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

イ 先の納税申告書に記載した又はその更正通知書若しくは決定通知書に記載された納付すべき税額に不足額があるとき。

ロ 先の納税申告書に記載した又はその更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

ハ 先の納税申告書に記載した又はその更正通知書若しくは決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

ニ 先の納税申告書に納付すべき税額を記載しなかった場合又は納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

修正申告書には、その申告前及び申告後の課税標準等及び税額等他所定の事項を記載し、その修正申告に係る所定の書類を添付しなければならない。なお、青色申告書に係る修正申告書は青色の申告書により提出することができる。

5

2 更正の請求

国税通則法の原則

納税申告書を提出した者は、次のいずれかに該当する場合には、その申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正の請求をすることができる。

イ その申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

ロ イの理由により、その申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又はその申告書に純損失等の金額の記載がなかったとき。

ハ イの理由により、その申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であること、又はその申告書に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

国税通則法の特例

納税申告書を提出した者は、次のいずれかに該当する場合（この特例の請求期間の満了する日が の期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、にかかわらず、その事実が生じた日等の翌日から起算して2月以内に更正の請求をすることができる。

イ その申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決、和解等により、その事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定したとき

ロ 申告等をした者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき。

ハ その他その国税の法定申告期限後に生じたイ又はロに類する所定のやむを得ない理由があるとき。

更正の請求の手続

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前及び更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由その他所定の事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 結論

計算の誤りが 1 の修正申告ができる事由に該当する場合

平成17年分及び18年分とも税務署長の更正があるまで修正申告することができる。

計算の誤りが 2 の更正の請求ができる事由に該当する場合

平成17年分については、 2 の事由に該当する場合は、平成19年10月8日までに更正の請求をすることができるが、それ以外の場合は、更正の請求はできない。

平成18年分については、平成20年3月15日までに更正の請求をすることができる。

5

5

2

3